a. 鑛業労働者ノ対策協議
本部ハ鑛山労働者ニ関スル第七八ノ報ノ結果本問題ノ解
決ノ一任スルモ共ニ鑛業労働者ノ全然トナルカ四月廿七日
五年ノ事情ヲ綜合シ解決セラシ尚其ノ全部ヲ伴
本部ト合筆シ對策協議ヲ遂ケルコトニ決定
(1) 鑛業労働運動ヲ起スニ當リ四月廿八日午前十時ヨリ開会
部ニ於テ代表者会ヲ開催シ同件ノ運動方針ヲ
決定セリ
(2) 解決者ノ問題ハ指導者ニ於テ行動スル
ノ二派ノ方法ニ分レ二派ニ於テ対立ス
此ノ二派ハ通牒廿八日ニ午前九時首脳部会議開催
実行委員ハ協議ノ上本部ニ於テ決定シ実行委員ヲ開催
シ今後ノ運動方針ヲ討議決定セリ

(1) 鉄材協会成立ニ関スル件
現在ノ鉄材協会成リ此ノ代表者ヲ選ビ協議ス不備
ノ点等アルニヨリ各支部ニ於テ之ヲ革正スル筈ナリ
(2) 労働組合ノ実況ノ件
今回ノ争議ニ際シ各支部ハ芸金ノ大部分ヲ支出セリ
以テ平素ニ於テ争議ニ備フル有志各人ヨリ五円宛ヲ徴収
スルコトトス
(3) 総同盟運動ニ関スル件
イ、試験者ヲ即時復職セシムルコト
ロ、争議中ノ出勤者ハ解雇スルコト
ハ、花季手当ヲ支給スルコト
ニ、争議費用全部支給ノコト
ホ、前記各号ノ運動

財團法人 協調會